

森林国営保険法等の一部を改正する法律案 参照条文 目次

一	森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）	．．．．．	1
二	保険法（平成二十年法律第五十六号）（抄）	．．．．．	4
三	独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）（抄）	．．．．．	9
四	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（抄）	．．．．．	16
五	民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）	．．．．．	18
六	会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	．．．．．	18
七	法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）（抄）	．．．．．	19
八	国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）（抄）	．．．．．	19
九	森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）（抄）	．．．．．	20
十	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	．．．．．	23
十一	国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）	．．．．．	27
十二	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（抄）	．．．．．	28
十三	雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）（抄）	．．．．．	33
十四	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（抄）	．．．．．	34
十五	労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）	．．．．．	35
十六	農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）（抄）	．．．．．	37
十七	退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律 （昭和二十五年法律第六十二号）（抄）	．．．．．	37
十八	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）（抄）	．．．．．	38
十九	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）（抄）	．．．．．	38
二十	農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）	．．．．．	39
二十一	独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）（抄）	．．．．．	39

森林国営保険法等の一部を改正する法律案参照条文

○ 森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）

第一条 政府ハ本法ニ依リ森林保険ヲ行フ

第二条 森林保険ニ於テハ政府ガ森林ニ付火災ニ因リテ生ズルコトアルベキ損害気象上ノ原因ニ因ル災害（風害水害雪害干害凍害及潮害ニ限ル）ニ因リテ生ズルコトアルベキ損害及噴火ニ因ル災害ニ因リテ生ズルコトアルベキ損害ヲ填補スルコトヲ約シ保険契約者ガ対償トシテ政府ニ保険料ヲ支払フコトヲ約スルモノトス

② 保険料ニ関スル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第三条 保険ノ目的タル森林ハ人工ニ依リ生立セシメタル樹木ノ集団トス

第四条 被保険者ハ保険ノ目的ノ所有者ニ限ル

第五条 保険料ハ保険契約ノ申込ト同時ニ保険期間ノ全部ニ対シ之ヲ払込ムベシ但シ保険期間ガ一年ヲ超ユル場合ニ在リテハ之ヲ分割シテ払込ムコトヲ得

② 前項但書ノ規定ニ依リ保険料ヲ分割シテ払込ム場合ニ在リテハ当該保険料期間ノ開始ニ至ル迄ニ之ヲ払込ムベシ其ノ払込ヲ怠リタルトキハ保険契約ハ爾後其ノ効力ヲ失フ

第六条 政府保険契約ノ申込ヲ承諾シタルトキハ保険証書ヲ作成シ之ヲ保険契約者ニ交付ス

② 保険証書ニ記載スベキ事項ハ農林水産省令ヲ以テ之ヲ定ム

第七条 保険契約ニ因ル政府ノ責任ハ特約アル場合ヲ除クノ外保険証書作成ノ日ノ翌日ニ始マル

第八条 保険契約者又ハ被保険者ノ詐欺ニ因ル保険契約ハ之ヲ無効トス

第九条 同一ノ目的ノ全部又ハ一部ニ付保険契約ノ申込ノ当時他ノ保険契約存スルトキ又ハ保険契約ノ申込後他ノ保険契約ヲ締結シタルトキ若ハ他ノ保険契約ヲ変更シタルトキハ之ヲ政府ニ申告スベシ同一ノ目的ノ全部又ハ一部ニ付第三者ノ締結シタル保険契約ノ存スルコト又ハ其ノ変更アリタルコトヲ知リタルトキ亦同ジ

②前項ノ申告ヲ怠リタルトキハ政府ハ損害ヲ填補スル責ニ任ゼザルコトヲ得

第十条 保険金額ハ政令ヲ以テ定ムル標準ニ依リ算出シタル金額（標準金額）ヲ超ユルコトヲ得ズ

②保険金額ガ標準金額ヲ超過シタルトキハ其ノ超過シタル部分ニ付テハ保険契約ハ之ヲ無効トス

第十一条 同一ノ目的ニ付本法ニ依ル保険契約ノ外他ノ保険契約存スル場合ニ於テ保険金額ノ総額ガ保険価額ヲ超過シタルトキハ政府ノ負担額ハ本法ニ依ル保険契約ノ保険金額ト他ノ保険契約ノ保険金額トノ割合ニ依リテ之ヲ定ム但シ其ノ政府ノ負担額ガ損害額ヨリ他ノ保険者ノ負担額ヲ控除シタル残額ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ残額ヲ以テ政府ノ負担額トス

第十一条ノ二 前条本文ニ規定スル場合ニ於テ他ノ保険者ニ対スル権利ノ抛棄ハ政府ノ権利義務ニ影響ヲ及ボサズ

第十二条 保険証書ニ記載シタル事項ト異リタル事実アル為保険料トシテ払込ミタル金額ガ正当ニ払込ムベキ保険料ニ達セザルトキハ払込ミタル保険料ノ正当ニ払込ムベキ保険料ニ対スル割合ニ依リ保険金額ヲ減額ス

第十三条及第十四条 削除

第十五条 左ノ場合ニ於テハ政府ハ損害ヲ填補スル責ニ任ゼズ

- 一 損害ガ保険契約者又ハ被保険者ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生ジタルトキ
- 二 保険契約者又ハ被保険者ガ損害ノ生ジタルコトヲ知リテ其ノ通知ヲ怠リタルトキ
- 三 損害ガ戦争其ノ他ノ変乱又ハ地震ニ因リテ生ジタルトキ

四 填補スベキ額ガ少額ト認メラルル場合ニシテ農林水産省令ヲ以テ定ムル場合

第十六条 被保険者ハ其ノ負担ニ於テ損害ノ防止ニ力ムルコトヲ要ス

第十七条 保険契約ハ他人ノ為ニモ之ヲ締結スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ被保険者ハ当然其ノ契約ノ利益ヲ享受ス

第十八条 保険ノ目的ヲ取得シタル者ハ保険契約ニ因リテ生ジタル権利義務ヲ承継ス

第十九条 保険期間中危険ガ著シク増加シタルトキハ政府ハ政令ノ定ムル所ニ依リ保険契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但シ其ノ解除ハ将来ニ向テノミ其ノ効力ヲ生ズ

② 保険期間中危険ガ著シク増加シタルトキハ保険契約者又ハ被保険者ハ農林水産省令ノ定ムル所ニ依リ遅滞ナク之ヲ通知スベシ若シ其ノ通知ヲ怠リタルトキハ政府ハ危険増加ノ時ヨリ保険契約ガ其ノ効力ヲ失ヒタルモノト看做スコトヲ得

③ 政府ニ於テ前項ノ通知ヲ受ケ又ハ危険ノ増加ヲ知リタル後遅滞ナク契約ノ解除ヲ為サザルトキハ其ノ契約ヲ承認シタルモノトス

第二十条及第二十一条 削除

第二十二条 保険契約者被保険者又ハ保険金ニ付権利ヲ有スル者ガ森林保険ニ関スル事項ニ付政府ニ対シテ民事訴訟ヲ提起スルニハ農林漁業保険審査会ノ審査ヲ経ルコトヲ要ス

② 前項ノ審査ノ申立ハ時効ノ中断ニ関シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

第二十三条 本法ニ依ル森林保険ニ関スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

第二十三条ノ二 保険事務ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事又ハ市町村長ガ行フコトトスルコトヲ得

② 保険契約ニ関スル事務ヲ都道府県知事ガ行フ場合ニ於テハ政府ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ費用ヲ負担ス

③ 保険料受取ノ事務ヲ市町村長ガ行フ場合ニ於テハ政府ハ其ノ受取リタル保険料ノ百分ノ五ニ相当スル金額ヲ其ノ市町村ニ交付ス

第二十四条 政府ハ政令ノ定ムル所ニ依リ保険事務ノ一部ヲ森林組合又ハ森林組合連合会ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

② 政府保険料受取ノ事務ヲ森林組合又ハ森林組合連合会ヲシテ取扱ハシムル場合ニ於テハ其ノ受取リタル保険料ノ百分ノ五ニ相当スル金額ヲ其ノ森林組合又ハ森林組合連合会ニ交付ス

第二十五条 保険法（平成二十年法律第五十六号）第四条、第十条、第十四条乃至第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十三条第一項（第一号ニ係ル部分ニ限ル）、第二十五条、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十一条第一項及第二項（第二号ヲ除ク）、第三十二条（第一号ニ係ル部分ニ限ル）並ニ第九十五条ノ規定ハ本法ニ依ル森林保険ニ之ヲ準用ス

附 則

① 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

② 本法ハ勅令ヲ以テ指定スル地区ニ之ヲ施行セズ

○ 保険法（平成二十年法律第五十六号）（抄）

（告知義務）

第四条 保険契約者又は被保険者になる者は、損害保険契約の締結に際し、損害保険契約によりてん補することとされる損害の発生の可能性（以下この章において「危険」という。）に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの（第二十八条第一項及び第二十九条第一項において「告知事項」という。）について、事実の告知をしなければならない。

（保険価額の減少）

第十条 損害保険契約の締結後に保険価額が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険金額又は約定保険価額については減少後の保険価額に至るまでの減額を、保険料についてはその減額後の保険金額に対応する保険料に至るまで

の減額をそれぞれ請求することができる。

（損害発生の通知）

第十四条 保険契約者又は被保険者は、保険事故による損害が生じたことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨の通知を発しなければならない。

（損害発生後の保険の目的物の滅失）

第十五条 保険者は、保険事故による損害が生じた場合には、当該損害に係る保険の目的物が当該損害の発生後に保険事故によらずに滅失したときであっても、当該損害をてん補しなければならない。

（火災保険契約による損害をてん補の特則）

第十六条 火災を保険事故とする損害保険契約の保険者は、保険事故が発生していないときであっても、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって保険の目的物に生じた損害をてん補しなければならない。

（損害額の算定）

第十八条 損害保険契約によりてん補すべき損害の額（以下この章において「てん補損害額」という。）は、その損害が生じた地及び時における価額によって算定する。

2 約定保険価額があるときは、てん補損害額は、当該約定保険価額によって算定する。ただし、当該約定保険価額が保険価額を著しく超えるときは、てん補損害額は、当該保険価額によって算定する。

（一部保険）

第十九条 保険金額が保険価額（約定保険価額があるときは、当該約定保険価額）に満たないときは、保険者が行うべき保険給付の額は、当該保険金額の当該保険価額に対する割合をてん補損害額に乗じて得た額とする。

（重複保険）

第二十条 損害保険契約によりてん補すべき損害について他の損害保険契約がこれをしてん補することとなっている場合においても、保険者は、てん補損害額の全額（前条に規定する場合にあっては、同条の規定により行うべき保険給付の額の全額）について、保険給付を行う義務を負う。

2 二以上の損害保険契約の各保険者が行うべき保険給付の額の合計額がてん補損害額（各損害保険契約に基づいて算定したてん補損害額が異なるときは、そのうち最も高い額。以下この項において同じ。）を超える場合において、保険者の一人が自己の負担部分（他の損害保険契約がないとする場合における各保険者が行うべき保険給付の額のその合計額に対する割合をしてん補損害額に乘じて得た額をいう。以下この項において同じ。）を超えて保険給付を行い、これにより共同の免責を得たときは、当該保険者は、自己の負担部分を超える部分に限り、他の保険者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。

（保険給付の履行期）

第二十一条 保険給付を行う期限を定めた場合であっても、当該期限が、保険事故、てん補損害額、保険者が免責される事由その他の保険給付を行うために確認をすることが損害保険契約上必要とされる事項の確認をするための相当の期間を経過する日後の日であるときは、当該期間を経過する日をもって保険給付を行う期限とする。

2 保険給付を行う期限を定めなかったときは、保険者は、保険給付の請求があつた後、当該請求に係る保険事故及びてん補損害額の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

3 保険者が前二項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、保険契約者又は被保険者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかった場合には、保険者は、これにより保険給付を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

（費用の負担）

第二十三条 次に掲げる費用は、保険者の負担とする。

一 てん補損害額の算定に必要な費用

二 第二十三条の場合において、損害の発生又は拡大の防止のために必要又は有益であつた費用

2 （略）

（請求権代位）

第二十五条 保険者は、保険給付を行つたときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、保険事故による損害が生じたことにより被保険者が取得する債権（債務の不履行その他の理由により債権について生ずることのある損害をてん補する損害保険契約においては、当該債権を含む。以下この条において「被保険者債権」という。）について当然に被保険者に代位する。

一 当該保険者が行つた保険給付の額

二 被保険者債権の額（前号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被保険者債権の額から当該不足額を控除した残額）

2 前項の場合において、同項第一号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被保険者は、被保険者債権のうち保険者が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る保険者の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

（保険契約者による解除）

第二十七条 保険契約者は、いつでも損害保険契約を解除することができる。

（告知義務違反による解除）

第二十八条 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、損害保険契約を解除することができる。

2 保険者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、損害保険契約を解除することができない。

一 損害保険契約の締結の時に、保険者が前項の事実を知り、又は過失によつて知らなかったとき。

二 保険者のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下「保険媒介者」という。）が、保険契約者又は被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

三 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

3 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者又は被保険者が第一項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

4 第一項の規定による解除権は、保険者が同項の規定による解除の原因があることを知った時から一箇月間行使しないときは、消滅する。損害保険契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

（重大事由による解除）

第三十条 保険者は、次に掲げる事由がある場合には、損害保険契約を解除することができる。

- 一 保険契約者又は被保険者が、保険者に当該損害保険契約に基づく保険給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- 二 被保険者が、当該損害保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者又は被保険者に対する信頼を損ない、当該損害保険契約の存続を困難とする重大な事由

（解除の効力）

第三十一条 損害保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 保険者は、次の各号に掲げる規定により損害保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

- 一 第二十八条第一項 解除がされた時までに発生した保険事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した保険事故による損害については、この限りでない。
- 二 第二十九条第一項 解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故による損害。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した保険事故による損害については、この限りでない。
- 三 前条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故による損害

（保険料の返還の制限）

第三十二条 保険者は、次に掲げる場合には、保険料を返還する義務を負わない。

- 一 保険契約者又は被保険者の詐欺又は強迫を理由として損害保険契約に係る意思表示を取り消した場合
- 二 損害保険契約が第五条第一項の規定により無効とされる場合。ただし、保険者が保険事故の発生を知って当該損害保険契約の申込み又はその承諾をしたときは、この限りでない。

（消滅時効）

第九十五条 保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する権利及び第六十三条又は第九十二条に規定する保険料積立金の払戻しを請求する権利は、三年間行わないときは、時効によって消滅する。

2 保険料を請求する権利は、一年間行わないときは、時効によって消滅する。

○ 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）（抄）

目次

第一章	総則（第一条―第五条）
第二章	役員及び職員（第六条―第十条）
第三章	業務等（第十一条・第十二条）
第四章	雑則（第十三条・第十四条）
第五章	罰則（第十五条・第十六条）
附則	

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人森林総合研究所とする。

（研究所の目的）

第三条 独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）は、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第十一条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。
- 二 森林及び林業に関する試験及び研究に必要な標本の生産及び配布を行うこと。

- 三 林木の優良な種苗の生産及び配布を行うこと。
- 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

（積立金の処分）

第十二条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

（緊急時の要請）

第十三条 農林水産大臣は、森林に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究所に対し、第十一条第一号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施すべきことを要請することができる。

2 研究所は、前項の規定による農林水産大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施しなければならない。

（主務大臣等）

第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十二条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附 則

（業務の特例）

第六条 研究所は、当分の間、第十一条に規定する業務のほか、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号。以下「廃止法」という。）の施行前に廃止法による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号。以下「旧機構法」という。）第十一条第一項第一号又は第二号の事業の施行により開設され、改良され、又は復旧された林道（廃止法の施行前に独立行政法人緑資源機構（以下「機構」という。）がその工事に着手した林道のうちその工事の全部が完了しなかったものを含み、廃止法の施行の際現に機構が管理しているものに限る。）の維持、修繕その他の管理を行うことができる。

2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第一項中「前条」とあるのは「前条及び附則第六条第一項」と、第十六条第一号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第六条第一項」とする。

3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第十一条第三項及び第二十八条の規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所」と、旧機構法第十一条第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所法附則第六条第一項」とする。

第七条 研究所は、第十一条及び前条第一項に規定する業務のほか、旧機構法第十一条第一項に規定する業務（廃止法の施行前に機構が行った同項第一号又は第二号の事業に係る賦課金及び負担金に係るものに限る。）を行うことができる。

2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十六条第一号中「第十一条」とあるのは、「第十一条及び附則第七条第一項」とする。

3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第二十一条から第二十三条までの規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは、「独立行政法人森林総合研究所」とする。

第八条 研究所は、別に法律で定める日までの間、第十一条、附則第六条第一項及び前条第一項に規定する業務のほか、旧機構法第十条第一項第六号の事業及びこれに附帯する事業を行うことができる。

2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第一項中「前条」とあるのは「前条及び附則第八条第一項」と、第十六条第一号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第八条第一項」とする。

3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第十一条第三項及び第六項並びに第二十八条の規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは、「独立行政法人森林総合研究所」とする。

第九条 研究所は、第十一条、附則第六条第一項及び第七条第一項並びに前条第一項に規定する業務のほか、旧機構法第十一条第一項第七号から第九号までの事業で廃止法の施行前に開始されたもの（同項第七号から第九号までの事業の開始に必要な事前の調査で廃止法の施行前に開始されたものに係るもので政令で定めるものを含む。）及びこれらに附帯する事業を行うことができる。

2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第一項中「前条」とあるのは「前条及び附則第九条第一項」と、第十六条第一号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第九条第一項」とする。

3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第十一条第三項及び第七項、第十二条並びに第十五条から第二十八条までの規定、旧機構法第十五条第二項及び第十八条第二項において準用する旧機構法第十三条第二項の規定並びに旧機構法第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第二項及び第十九条第四項において準用する旧機構法第十三条第三項の規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所」と、旧機構法第十一条第七項中「前項第一号」とあるのは「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法第十一条第六項第一号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項の規定により研究所が旧機構法第十一条第一項第八号の事業を行う場合には、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項第六号中「又は市民農園整備促進法」とあるのは「若しくは市民農園整備促進法」と、「交換分合」とあるのは「交換

分合又は独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）第十一条第一項第八号の事業の実施」とする。

第十条 研究所は、旧機構法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）附則第十条第一項第二号又は第三号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、第十一条、附則第六条第一項、第七条第一項及び第八条第一項並びに前条第一項に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収を行うことができる。

2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十六条第一号中「第十一条」とあるのは、「第十一条及び附則第十条第一項」とする。

第十一条 研究所は、第十一条、附則第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項及び第九条第一項並びに前条第一項に規定する業務のほか、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号。以下「旧農用地整備公団法」という。）第十九条第一項及び第二項の業務で森林開発公団法の一部を改正する法律の施行前に開始されたもの（同条第一項又は第二項の業務の開始に必要な事前の調査で同法の施行前に開始されたものに係るもので政令で定めるものを含む。）並びにこれらに附帯する業務を行うことができる。

2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第一項中「前条」とあるのは「前条及び附則第十一条第一項」と、第十六条第一号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第十一条第一項」とする。

3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第二十八条並びに旧農用地整備公団法第二十条から第二十九条まで、第三十条及び第三十九条の規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧機構法第二十八条中「機構」とあり、及び旧農用地整備公団法の規定中「公団」とあるのは、「独立行政法人森林総合研究所」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項の規定により研究所が旧農用地整備公団法第十九条第一項第二号の業務を行う場合には、農地法第三条第一項第六号中「又は市民農園整備促進法」とあるのは「若しくは市民農園整備促進法」と、「交換分合」とあるのは「交換分合又は独立行政法人森林総合研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第二号の業務の実施」とする。

第十二条 研究所は、第十一条、附則第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第十条第一項並びに前条第一項に規定する業務のほか、旧機構法附則第八条第一項に規定する業務（廃止法の施行前に機構が行った旧農用地整備公団法附則第十九条第一項の業務に係る負担金及び徴収金に係るものに限る。）を行うことができる。

2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十六条第一号中「第十一条」とあるのは、「第十一条及び附則第十二条第一項」とする。

3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧農用地整備公団法附則第十九条第二項（農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）による改正前の農用地開発公団法第二十七条から第二十九条までに係る部分に限る。）の規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（長期借入金及び森林総合研究所債券）

第十六条 研究所は、附則第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する業務に要する費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は森林総合研究所債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、研究所は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 農林水産大臣は、前二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、研究所の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 研究所は、農林水産大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定による委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第十七条 研究所は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第十八条 農林水産大臣は、附則第十六条第一項、第二項若しくは第六項又は前条第一項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(他の法令の準用)

第十九条 研究所が行う承継業務に関しては、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、研究所を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(罰則)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 附則第七条第三項若しくは第九条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧機構法の規定又は同項の規定によりなおその効力を有することとされた旧機構法第十六条第二項において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十三条の四第一項の規定により農林水産大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二 附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧農用地整備公団法の規定、同項の規定によりなおその効力を有することとされた旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十三条の四第一項の規定又は附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧農用地整備公団法第二十四条の四第二項において準用する土地改良法第五十七条の二第三項の規定により農林水産大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三 附則第十六条第一項、第二項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定により農林水産大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

（政令への委任）

第二十一条 附則第二条から第五条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（中期目標）

第二十九条 （略）

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 業務運営の効率化に関する事項

三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 （略）

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 四の二 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- 3 5 （略）

（利益及び損失の処理）

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

（余裕金の運用）

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（一般の先取特権）

第三百六条 次に掲げる原因によつて生じた債権を有する者は、債務者の総財産について先取特権を有する。

- 一 共益の費用
- 二 雇用関係
- 三 葬式の費用
- 四 日用品の供給

○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（社債管理者の権限等）

第七百五条 社債管理者は、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 社債管理者が前項の弁済を受けた場合には、社債権者は、その社債管理者に対し、社債の償還額及び利息の支払を請求することができる。この場合において、社債券を発行する旨の定めがあるときは、社債権者は、社債券と引換えに当該償還額の支払を、利札と引換えに当該利息の支払を請求しなければならない。

3・4 （略）

（二以上の社債管理者がある場合の特則）

第七百九条 二以上の社債管理者があるときは、これらの者が共同してその権限に属する行為をしなければならない。

2 前項に規定する場合において、社債管理者が第七百五条第一項の弁済を受けたときは、社債管理者は、社債権者に対し、連帯して、当該弁済の額を支払う義務を負う。

○ 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）（抄）

第三条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣）の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

○ 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）（抄）

（外貨債務の保証）

第二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、政令で定める法人が国際復興開発銀行又は外国政府金融機関（当該金融機関に対する出資の金額の半額以上が外国政府の出資により設立されたものであつて政令で定めるものをいう。）（以下「国際復興開発銀行等」という。）からの資金の借入契約に基づき外貨で支払わなければならない債務について、予算をもつて定める金額（法人ごとにその金額を定めることが困難であるときは、保証契約をすることができる金額を総額をもつて定めるものとし、この場合においては当該総額。次項において同じ。）の範囲内において、保証契約をすることができる。

2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が発行する債券又は地方債証券のうち外貨で支払われるもの（地方債証券については、政令で定めるものに限る。以下「外貨債」という。）に係る債務について、予算をもつて定める金額の範囲内において、保証契約をすることができる。

一 株式会社国際協力銀行

二 株式会社日本政策金融公庫

三 独立行政法人国際協力機構

四 地方公共団体

五 前三号前各号に掲げるもののほか、次に掲げる法人で、政令で定めるもの

イ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経なければならない法人

ロ 特別の法律により設立された法人（イに規定する法人を除く。）で、国、イに規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、特別の法律により債券を発行することができるもの

3 政府は、前項の規定によるほか、外貨債を失った者に交付するため発行される外貨債に係る債務について保証契約をすることができる。

○ 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）（抄）

（事業の種類）

第九条 森林組合（以下この章において「組合」という。）は、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

一 組合員のためにする森林の経営に関する指導

二 組合員の委託を受けて行う森林の施業又は経営

三 組合員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受け

四 病虫害の防除その他組合員の森林の保護に関する事業

五 前各号の事業に附帯する事業

2 組合は、前項に掲げる事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員の行う林業その他の事業又はその生活に必要な資金の貸付け

二 組合員の行う林業その他の事業又はその生活に必要な物資の供給

三 組合員の生産する林産物その他の物資の運搬、加工、保管又は販売（当該林産物を材料とする建物その他の工作物の建設又は売却を含む、次号に掲げるものを除く。）

四 組合員の生産する環境緑化木（林産物以外の木竹及びその種苗で、環境の整備の用に供されるものをいう。以下同じ。）の採取

、育成、運搬、加工、保管又は販売

五 組合員の行う林業に必要な種苗の採取若しくは育成又は林道の設置その他組合員の行う事業又はその生活に必要な共同利用施設の設置

六 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する事業

七 組合員の行う林業の目的に供するための土地（その上にある立木竹を含む。）の売渡し、貸付け又は交換

八 組合員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する事業

八の二 組合員が森林所有者である森林で教育の用に供するものの教育機能の増進に関する事業

九 組合員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工（食用きのこその他の林産物の生産を含む。）に関する事業

十 組合員のための森林経営計画の作成

十一 組合員の行う林業に関する共済に関する事業

十二 組合員の林業労働に係る安全及び衛生に関する事業

十三 組合員の福利厚生に関する事業

十四 林業に関する組合員の技術の向上及び組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供

十五 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十六 前各号の事業に附帯する事業

3
5 （略）

6 第二項第一号に掲げる事業を行う組合は、森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）の定めるところにより森林保険に関する事務を取り扱い、若しくは森林組合連合会の行う第一百一条第十三号に掲げる事業に関する事務を取り扱い、又は定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、若しくはその金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

7
9 （略）

（事業の種類）

第一百一条 森林組合連合会（以下「連合会」という。）は、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

一 連合会を直接又は間接に構成する者（以下「所属員」という。）のためにする森林の経営に関する指導

- 一の二 所属員の委託を受けて行う森林の施業又は経営
- 二 病虫害の防除その他所属員の森林の保護に関する事業
- 三 会員の行う事業に必要な資金の貸付け
- 四 会員の行う事業に必要な物資の供給
- 五 所属員の生産する林産物その他の物資の運搬、加工、保管又は販売（当該林産物を材料とする建物その他の工作物の建設又は売渡しを含み、次号に掲げるものを除く。）
- 六 所属員の生産する環境緑化木の採取、育成、運搬、加工、保管又は販売
- 七 所属員の行う林業に必要な種苗の採取若しくは育成又は林道の設置その他所属員の行う事業に必要な共同利用施設の設置
- 八 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する事業
- 九 所属員の行う林業の目的に供するための土地（その上にある立木竹を含む。）の売渡し、貸付け又は交換
- 十 所属員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する事業
- 十の二 所属員が森林所有者である森林で教育の用に供するものの教育機能の増進に関する事業
- 十一 所属員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工（食用きのこその他の林産物の生産を含む。）に関する事業
- 十二 所属員のための森林経営計画の作成
- 十三 所属員の行う林業に関する共済に関する事業
- 十四 所属員の林業労働に係る安全及び衛生に関する事業
- 十五 所属員の福利厚生に関する事業
- 十六 林業に関する所属員の技術の向上並びに森林組合及び生産森林組合（以下この章において「組合」と総称する。）の事業に関する所属員の知識の向上を図るための教育並びに所属員に対する一般的情報の提供
- 十七 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 十八 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する事業
- 十九 前各号に掲げる事業に附帯する事業

2
（略）

- 5 第一項第三号に掲げる事業を行う連合会は、森林国営保険法の定めるところにより森林保険に関する事務を取り扱い、若しくは他の連合会の行う同項第十三号に掲げる事業に関する事務を取り扱い、又は会員のために、手形の割引をし、国、地方公共団体若しくは

は定款で定める金融機関に対して会員の負担する債務を保証し、若しくはその金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

6
8
(略)

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

目次

第一章 総則

- 第一節 通則（第一条―第二条）
- 第二節 予算（第三条―第七条）
- 第三節 決算（第八条―第十条）
- 第四節 余剰金等の預託（第十一条・第十二条）
- 第五節 借入金等（第十三条―第十七条）
- 第六節 繰越し（第十八条）
- 第七節 財務情報の開示（第十九条・第二十条）
- 第二章 各特別会計の目的、管理及び経理
- 第一節 交付税及び譲与税配付金特別会計（第二十一条―第二十七条）
- 第二節 地震再保険特別会計（第二十八条―第三十七条）
- 第三節 国債整理基金特別会計（第三十八条―第四十九条）
- 第四節 財政投融资特別会計（第五十条―第七十条）
- 第五節 外国為替資金特別会計（第七十一条―第八十四条）
- 第六節 エネルギー対策特別会計（第八十五条―第九十五条）
- 第七節 労働保険特別会計（第九十六条―第一百七条）
- 第八節 年金特別会計（第一百八条―第二百二十三条）

第九節 食料安定供給特別会計（第二百二十四条―第三百三十七条）

第十節 削除

第十一節 森林保険特別会計（第二百五十条―第一百五十七条）

第十二節及び第十三節 削除

第十四節 貿易再保険特別会計（第一百八十二条―第一百九十二条）

第十五節 特許特別会計（第九十三条―第九十七条）

第十六節 削除

第十七節 自動車安全特別会計（第二百十条―第二百一十一条）

第十八節 東日本大震災復興特別会計（第二百二十二条―第二百三十三条）

第三章 雑則（第二百三十四条）

附則

（設置）

第二条 次に掲げる特別会計を設置する。

一 交付税及び譲与税配付金特別会計

二 地震再保険特別会計

三 国債整理基金特別会計

四 財政投融资特別会計

五 外国為替資金特別会計

六 エネルギー対策特別会計

七 労働保険特別会計

八 年金特別会計

九 食料安定供給特別会計

十 削除

十一 森林保険特別会計

十二及び十三 削除

十四 貿易再保険特別会計

十五 特許特別会計

十六 削除

十七 自動車安全特別会計

十八 東日本大震災復興特別会計

2 前項各号に掲げる特別会計の目的、管理及び経理については、次章に定めるとおりとする。

第二章 各特別会計の目的、管理及び経理

第十節 削除

第三百三十八条から第四百九十九条まで 削除

第十一節 森林保険特別会計

(目的)

第五十条 森林保険特別会計は、森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）第一条の規定により政府が行う森林保険に係る事業（第五十二条第一号イ及び第二号イにおいて「森林保険事業」という。）に関する経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第五十一条 森林保険特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第五十二条 森林保険特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 森林保険事業の保険料（以下この節において「保険料」という。）

ロ 積立金から生ずる収入

ハ 借入金

ニ 附属雑収入

二 歳出

イ 森林保険事業の保険金（以下この節において「保険金」という。）

ロ 保険料の還付金

ハ 借入金 of 償還金及び利子

ニ 一時借入金の利子

ホ 事務取扱費

ヘ 附属諸費

（歳入歳出予定計算書等の添付書類）

第百五十三条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、森林保険特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

（積立金）

第百五十四条 森林保険特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、保険金及び保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 森林保険特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、同会計の積立金から補足するものとする。

（歳入歳出決定計算書の添付書類）

第百五十五条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、森林保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該

年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

（借入金対象経費）

第二百五十六条 森林保険特別会計における借入金対象経費は、保険金及び保険料の還付金を支弁するために必要な経費とする。

2 第十三条第一項及び前項の規定により借入金をすることができ金額は、その借入れをする年度における保険料をもって当該年度における保険金及び保険料の還付金を支弁するのに不足する金額を限度とする。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

（積立金の繰替使用）

第二百五十七条 森林保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

第十二節及び第十三節 削除

第二百五十八条から第八十一条まで 削除

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（懲戒の場合）

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

② 職員が、任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下この項において「特別職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）、特別職国家公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。職員が、第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

（職員団体）

第八十二条の二 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

② ⑤ （略）

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（抄）

（適用範囲）

第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者で、その勤務形態が職員に準ずるものは、政令で定めるところにより、職員とみなして、この法律の規定を適用する。

（失業者の退職手当）

第十条 勤続期間十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、六月以上）で退職した職員（第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者（以下この条において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第二号イ又はロに掲げる期間が含まれているときは、当該同号イ又はロに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他総務省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、総務省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項及び第三項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第十六条の規定によりその者が支給を受けるこ

とができる基本手当の日額にその者に係る同法第二十二条第一項に規定する所定給付日数（次項において「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

イ 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日以前一年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなつた日以前の職員等であつた期間

ロ 当該勤続期間に係る職員等となつた日以前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間

2 勤続期間十二月以上（特定退職者にあつては、六月以上）で退職した職員（第五項又は第七項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。ただし、前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

3 前二項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の総務省令で定める理由によるものである職員が、雇用保険法第二十条第二項に規定するときに相当するものとして総務省令で定めるときに該当する場合に関しては、総務省令で、同項の規定に準じて、支給期間についての特例を定めることができる。

4 勤続期間六月以上で退職した職員（第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた国又は特定独立行政法人の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第三十七条の四第三項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

5 勤続期間六月以上で退職した職員（第七項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた国又は特定独立行政法人の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

6 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額

7 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

8 前二項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に公共職業安定所長の指示した雇用保険法第四十一条第一項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前二項の規定による退職手当を支給せず、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、第一項又は第二項の規定による退職手当を支給する。

9 第一項、第二項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第二十四条から第二十八条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第一項又は第二項の退職手当を支給することができる。

一 その者が公共職業安定所長の指示した雇用保険法第二十四条第一項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

- 二 厚生労働大臣が雇用保険法第二十五条第一項の規定による措置を決定した場合
- 三 厚生労働大臣が雇用保険法第二十七条第一項の規定による措置を決定した場合
- 10 第一項、第二項及び第四項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法第三十六条、第三十七条及び第五十六条の三から第五十九条までの規定に準じて政令で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給する。
 - 一 公共職業安定所長の指示した雇用保険法第三十六条に規定する公共職業訓練等を受けている者については、技能習得手当
 - 二 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者については、寄宿手当
 - 三 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者については、傷病手当
 - 四 職業に就いたものについては、就業促進手当
 - 五 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、移転費
 - 六 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者については、広域求職活動費
- 11 前項の規定は、第六項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「第三十六条、第三十七条及び第五十六条の三から第五十九条まで」とあるのは「第五十六条の三から第五十九条まで」と読み替えるものとする。
- 12 第十項第三号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第二項又は第十項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。
- 13 第十項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第二項又は第十項の規定の適用については、政令で定める日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。
- 14 雇用保険法第十条の四の規定は、偽りその他不正の行為によつて第一項、第二項又は第四項から第十一項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合について準用する。
- 15 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

○ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）

（失業等給付）

第十条 失業等給付は、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付とする。

2 求職者給付は、次のとおりとする。

- 一 基本手当
- 二 技能習得手当
- 三 寄宿手当
- 四 傷病手当

3 前項の規定にかかわらず、第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に係る求職者給付は、高年齢求職者給付金とし、第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者に係る求職者給付は、特例一時金とし、第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に係る求職者給付は、日雇労働求職者給付金とする。

4 就職促進給付は、次のとおりとする。

- 一 就業促進手当
- 二 移転費
- 三 広域求職活動費

5 教育訓練給付は、教育訓練給付金とする。

6 雇用継続給付は、次のとおりとする。

- 一 高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金（第六節第一款において「高年齢雇用継続給付」という。）
- 二 育児休業給付金
- 三 介護休業給付金

○ 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（抄）

（認定）

第七条 児童手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、厚生労働省令で定めるところにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

2・3 （略）

（支給及び支払）

第八条 市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、児童手当を支給する。

2 児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3・4 （略）

附 則

（特例給付）

第二条 当分の間、第四条に規定する要件に該当する者（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。

2 （略）

3 第六条第二項、第七条第一項及び第三項、第八条から第十一条まで、第十二条第一項、第十三条から第十九条まで（第十八条第一項、第二項及び第六項を除く。）、第二十二条第一項、第二十二条の二から第二十二条の四まで、第二十三条から第二十九条まで（第二十四条の二及び第二十六条第二項を除く。）並びに第三十条の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第

十八条第三項中「被用者等でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）とあるのは「公務員でない者」と、「費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあっては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）とあるのは「費用」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用（三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその四十五分の三十七に相当する額を、被用者に対する費用（三歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、被用者等でない者に対する費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあっては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第二条第三項において準用する第八条第一項の規定により行う公務員でない者に対する附則第二条第一項の給付に要する費用についてはその三分の二に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者の別」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）の別」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

457 （略）

○ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）

（労働組合）

第二条 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。但し、左の各号の一に該当するものは、この限りでない。

一 役員、雇入解雇昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者、使用者の労働関係についての計画と方針とに関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に、い触する監督的地位にある労働者その他使用者の利益を代表する者の参加を許すもの

二 団体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの。但し、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務

所の供与を除くものとする。

三 共済事業その他福利事業のみを目的とするもの

四 主として政治運動又は社会運動を目的とするもの

(労働組合として設立されたものの取扱)

第五条 労働組合は、労働委員会に証拠を提出して第二条及び第二項の規定に適合することを立証しなければ、この法律に規定する手続に参加する資格を有せず、且つ、この法律に規定する救済を与えられない。但し、第七条第一号の規定に基づく個々の労働者に対する保護を否定する趣旨に解釈されるべきではない。

2 労働組合の規約には、左の各号に掲げる規定を含まなければならない。

一 名称

二 主たる事務所の所在地

三 連合団体である労働組合以外の労働組合（以下「単位労働組合」という。）の組合員は、その労働組合のすべての問題に参加する権利及び均等の取扱を受ける権利を有すること。

四 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によつて組合員たる資格を奪われないこと。

五 単位労働組合にあつては、その役員は、組合員の直接無記名投票により選挙されること、及び連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあつては、その役員は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票により選挙されること。

六 総会は、少くとも毎年一回開催すること。

七 すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によつて委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少くとも毎年一回組合員に公表されること。

八 同盟罷業は、組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票の過半数による決定を経なければ開始しないこと。

九 単位労働組合にあつては、その規約は、組合員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと、及び連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあつては、その規約は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと。

○ 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）（抄）

第百四十一条 農業共済組合連合会が再保険に関する事項について政府に対して訴えを提起するには、農林漁業保険審査会の審査を経なければならない。

② （略）

第百四十三条の二 都道府県に都道府県農業共済保険審査会を置く。

② 都道府県農業共済保険審査会は、第百三十一条第一項の規定によりその権限に属させた事項を処理するほか、都道府県知事の諮問に応じて次の事項を調査審議する。

一 農業災害の発生、予防及び防止に関する事項

二 共済掛金、共済金額、保険料及び保険金額（政府と特定組合との間に存する保険関係に係るものを除く。）の適正化に関する事項

三 その他この法律の運用に関する重要事項

③ （略）

第百四十四条 農林水産省に農林漁業保険審査会を置く。

② 農林漁業保険審査会は、第百四十一条第一項（第百四十二条において準用する場合を含む。）、森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）第二十二条第一項、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百三十八条の二十二第一項及び漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十七条の十三第二項の規定によりその権限に属させた事項を処理する。

③ 前二項に規定するもののほか、農林漁業保険審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

○ 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和二十五年法律第

六十二号) (抄)

(各特別会計からの繰入れ)

第一条 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、外国為替資金特別会計、国債整理基金特別会計、財政投融资特別会計、地震再保険特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計、森林保険特別会計、貿易再保険特別会計、特許特別会計、労働保険特別会計及び自動車安全特別会計(以下「各特別会計」という。)から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

○ 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号) (抄)

(政府を相手方とする訴えの提起)

第百三十八条の二十二 組合又は中央会が、政府が特殊保険再保険事業等として行う再保険に関する事項につき、政府を相手方とする訴えを提起するには、農林漁業保険審査会の審査を経なければならない。

2 (略)

○ 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号) (抄)

(審査の申立て)

第百四十七条の十三 連合会は、漁業共済保険事業に関する政府の処分につき不服があるときは、農林水産大臣に対し、審査を申し立てることができる。

- 2 前項の規定による審査の申立てがあつたときは、農林水産大臣は、農林漁業保険審査会の審査を経て裁決する。
- 3 (略)

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）

（設置）

第六条 本省に、農業資材審議会を置く。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

審 議 会 等		法 律
食料・農業・農村政策審議会		食料・農業・農村基本法
獣医事審議会		獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）
農林漁業保険審査会		農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）
独立行政法人評価委員会		独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）

○ 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）（抄）

附 則

（機構の発行した緑資源債券等に関する経過措置）

第七条 旧機構法第三十一条第一項の規定により機構が発行した緑資源債券及び旧機構法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第三十三条第一項の規定により緑資源公団が発行した緑資源債券は、附則第十一条の規定による改正後の独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号。以下「新研究所法」という。）附則第十六条第二項、第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による森林総合研究所債券とみなす。

(処分、手続等に関する経過措置)

第八条 旧機構法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新研究所法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。